

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

告示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件
- 土地改良区の定款の変更を認可した件
- 保安林の指定を解除する件
- 道路の区域を変更する件
- 道路の供用を開始する件
- 地方税法により特約業者の指定を取り消した件
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件

○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件	四
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の名称を変更した旨届出があった件	四
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関が指定を辞退した件	四
○種畜証明書を交付した件	四
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	五
○建築基準法による道路の位置を指定した件	五
福島県選挙管理委員会	
○漁業法第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	八
正誤	
○平成十九年十二月二十五日付け定例第九百三十九号中	八
○平成十九年十二月二十五日付け号外第八十三号中	八

告示

福島県告示第一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年一月

四日から同年五月七日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び郡山市商工労政部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年一月四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム郡山富田店 郡山市富田町字上田向二十五番七号
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社カインズ

代表取締役 土屋 嘉雄

(変更後) 株式会社カインズ

代表取締役 土屋 裕雅

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社カインズ

代表取締役 土屋 嘉雄

(変更後) 株式会社カインズ

代表取締役 土屋 裕雅

三 変更した年月日

平成十四年四月十五日

四 届出年月日

平成十九年十二月二十日

五 届出をした者

株式会社カインズ

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年一月四日から同年五月七日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年一月四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラトブ いわき市平字田町百二十番地

- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) いわき駅前再開発ビル

(変更後) ラトブ
 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 (変更前) 株式会社藤越
 いわき市平字田町九番地
 代表取締役 平本 研二

三 (変更後) 別紙書面のとおりに
 変更した年月日
 平成十九年十月二十五日

四 届出年月日
 平成十九年十二月十八日

五 届出をした者
 株式会社ラトブコーポレーションほか二十者(別紙書面のとおりに)

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
 (商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、館岩土地改良区から平成十九年十二月七日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十一日認可した。
 平成二十年一月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
 平成二十年一月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 解除に係る保安林の所在場所

双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原一〇八の二八四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

用水路用地とするため

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画

グループ及び福島県相双建設事務所で平成二十年一月四日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十年一月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道広野小高線	双葉郡富岡町大字仏浜字釜田四六九番一地从ら	変更前	B 一七・八、五四・六	一、三六五・〇
	同 郡同 町小浜三八四番三地先まで	変更後	C 五・六、四七・〇	一、六五五・二

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年一月四日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十年一月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道新郷荻野停車	喜多方市高郷町揚津字丸山乙三二一番一地从ら	平成二〇年

場線

同 市高郷町揚津字宇津野甲二六三六番地
先まで

一月四日

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十年一月四日

氏名又は名称 代表者の氏名 主たる事務所又は事業所 指定取消年月日
福島県知事 佐藤 雄 平

三星商事株式会社 星 敏夫

の所在地 南相馬市原町区南町一丁 平成十九年九月十四日
目百六十五番地

(財務領域課税収税グループ)

公告第二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年一月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十日

二 名称

特定非営利活動法人ワークショップあいあい

三 代表者の氏名

豊田 節子

四 主たる事務所の所在地

福島県いわき市小名浜字下町八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、知的障がい者等に対して、福祉の増進を図る活動に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年一月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十日

二 名称

特定非営利活動法人アイ・キャン

三 代表者の氏名

佐久間 啓

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市安積町笹川字四角坦五十九番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、居宅での生活に支障がある精神障害者及び就労している精神障害者に対して生活寮を設置し、居室その他の設備を利用させるとともに、独立自活に必要な助言及び指導を行い、もって精神障害者の社会復帰と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年一月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
あおぞらケアステーション	郡山市神明町九一二	株式会社あおぞら	福島県郡山市桑野二二四一八	平成二〇年一月一日	居宅介護 重度訪問 介護	身体障害者 知的障害者 障害児
グループホームすみれ	白河市みさか二一三九	特定非営利活動法人 遊遊クラブ	同 県白河市北堀切六	同	共同生活 援助	知的障害者

公告第五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。
平成二十年一月四日

福島県知事 佐藤雄平

名称	所在地	指定年月日	自立支援医療の種類	指定する診療科名	主として担当する医師又は歯科医師
コスモ調剤薬局万世店	本宮市本宮字万世二一四一	平成二〇年一月一日	育成医療	調剤	
本間薬局	福島市笹木野字水口下二五一一四	同	同	同	
コスモ調剤薬局下宿店	須賀川市下宿町六〇	同	同	同	

（自立支援領域障がい者支援グループ）

公告第六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次の指定自立支援医療機関から当該指定に係る名称を変更した旨届出があった。
平成二十年一月四日

福島県知事 佐藤雄平

変更前の名称	変更後の名称	所在地	自立支援医療の種類	指定されている診療科名
松川薬局	保原薬局松川店	福島市松川町沼袋字北原八五一	育成医療 更生医療 精神通院医療	調剤
やぎた調剤薬	保原薬局やぎ	福島市八木田字中	同	同

（自立支援領域障がい者支援グループ）

公告第七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関は、当該指定を辞退した。
平成二十年一月四日

福島県知事 佐藤雄平

名称	所在地	辞退年月日	自立支援医療の種類	辞退した診療科名
財団法人竹田総合病院	会津若松市山鹿町三一二七	平成一九年一月一日	育成医療 更生医療	腎移植

（自立支援領域障がい者支援グループ）

公告第八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第百二十九号）第四条第一項第二号に規定する種畜証明書を次のとおり交付した。
平成二十年一月四日

福島県知事 佐藤雄平

種畜番号	家畜の種類	品種	名前	産地	血統		飼養者
					父	母	
平一九 福島臨 三第一 号	牛	黒毛 和種	勝春輝	福島 県	平茂勝		福島市 荒井字 業総合セ ンター 甲十八
平一九 福島臨 三第二 号	同	同	不動一〇	同	登美貴	たかこ3	同

局 店 島五六一

（自立支援領域障がい者支援グループ）

平一九 福島臨 三第三 号	同	同	清春	同	平茂勝	同
平一九 福島臨 三第四 号	同	同	五十嵐〇一三	同	平茂勝	同
					しげふく	
					やすきく	

(生産流通領域畜産振興グループ)

公告第九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十年一月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
小田高原土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 大川原謙一

喜多方市慶徳町山科字卷三三三六七番地

同 大竹 忠幸

同 市慶徳町山科字天神塚七六一番地

同 大川原正義

同 市慶徳町山科字卷三三三〇四番地

同 加藤 勝

同 市慶徳町山科字卷三三三〇四番地

同 大川原正義

同 市慶徳町山科字卷三三三八八番地

同 齋藤 邦雄

同 市慶徳町山科字卷三三三八八番地

同 高畑 博行

同 市慶徳町山科字卷三三三八五番地

同 大川原義男

同 市慶徳町山科字卷三三三〇三番地

同 佐藤 良一

同 市塩川町大田木字橋本分一一五番地

同 大竹 紀歳

同 市慶徳町山科字山崎三三〇七番地

同 富岡昭一郎

同 市慶徳町山科字二渡三二六一番地

同 小澤 千秋

同 市慶徳町山科字山崎三二七五番地

同 山崎 修己

同 市慶徳町山科字山崎三二八七番地

同 大川原 正

同 市慶徳町山科字卷三四〇〇番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 大川原謙一

喜多方市慶徳町山科字卷三三三六七番地

同 大竹 忠幸	同 市慶徳町山科字天神塚七六一番地
同 大川原正義	同 市慶徳町山科字卷三三三〇四番地
同 加藤 勝	同 市慶徳町山科字卷三三三〇四番地
同 齋藤 邦雄	同 市慶徳町山科字卷三三三八八番地
同 大川原義男	同 市慶徳町山科字卷三三三〇三番地
同 村山 純一	同 市慶徳町山科字卷三三三六三番地
同 村山 修一	同 市慶徳町山科字卷三三三六〇番地
同 佐藤 良一	同 市塩川町大田木字橋本分一一五番地
同 大竹 紀歳	同 市慶徳町山科字山崎三三〇七番地
同 富岡昭一郎	同 市慶徳町山科字二渡三一六一番地
同 小澤 千秋	同 市慶徳町山科字山崎三二七五番地
同 山崎 修己	同 市慶徳町山科字山崎三二八七番地
同 高畑 博行	同 市慶徳町山科字卷三三八五番地

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第二項第五号の規定により、道路の位置として、次のとおり指定した。

平成二十年一月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 指定年月日及び番号

平成一九年三月一四日 福島県指令第五四一九号

二 道路築造者の氏名及び住所

真部 晴徳 大沼郡会津美里町富川字上中川三〇九番地

三 道路の位置

大沼郡会津美里町富川字松ヶ下一番三及び八番五

四 道路の延長及び幅員

延長 一〇三・四〇メートル 幅員 六・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号

平成一九年四月五日 福島県指令南会建第五一四四号

二 道路築造者の氏名及び住所

渡部 安志 南会津郡南会津町田島字鎌倉崎乙二〇番三

三 道路の位置

南会津郡南会津町田島字鎌倉崎六番一

四 道路の延長及び幅員

延長 四〇・〇二メートル 幅員 六・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号

- 二 平成一九年五月七日 福島県指令北建第一八二三―三四号
道路築造者の氏名及び住所
本泉 等 横浜市中区本牧門間二三番六号鈴木莊二階右 桑原 ミヨ子 本宮市荒井字東畑一五番地三
- 三 道路の位置
本宮市荒井字東畑一三番四、一五番四、一五番六及び一五番七
- 四 道路の延長及び幅員
延長 五〇・三六メートル 幅員 四・〇〇〇六・二四メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一九年五月三〇日 福島県指令北建第一八八一六九―四号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
マルヨシ工業株式会社 代表取締役 渡辺 智広 二本松市郭内二六六番地
- 三 道路の位置
二本松市郭内二丁目八番四
- 四 道路の延長及び幅員
延長 二七・一五メートル 幅員 五・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一九年三月二日 福島県指令南建第九〇一二号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
清水 国雄 白河市南町四四番地
- 三 道路の位置
白河市円明寺四二番三、四二番七、四二番八及び四二番一八
- 四 道路の延長及び幅員
延長 八九・六〇メートル 幅員 五・三〇〇六・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一九年五月一日 福島県指令南建第五九三号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
田村 悦子 白河市東小丸山五番地三
- 三 道路の位置
白河市西三坂二二番四、二二番五及び二二番七
- 四 道路の延長及び幅員
延長 四五・〇〇メートル 幅員 六・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一九年五月一五日 福島県指令南建第六六〇号
- 二 道路築造者の氏名及び住所

- 三 大原 一 白河市昭和町二七番地二 伊藤 渉 白河市関边上ノ原二六番地一二二
- 道路の位置
白河市十文字一四番二及び一五番二
- 四 道路の延長及び幅員
延長 一六・〇〇メートル 幅員 六・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一九年五月二八日 福島県指令南建第八五五号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
有限会社伊豆屋住宅不動産 代表取締役 伊豆 周治 西白河郡矢吹町本町一八一番地一五
- 三 道路の位置
西白河郡矢吹町八幡町三九六番一及び三九六番一先
- 四 道路の延長及び幅員
延長 五二・三五メートル 幅員 六・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一九年五月三一日 福島県指令南建第八九一号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
秀和建设株式会社 代表取締役 葛生 学 栃木県那須塩原市佐野二番地一九
- 三 道路の位置
西白河郡西郷村大字熊倉字屏風谷三〇番八一、三〇番八二、三〇番八七、三〇番八八及び三〇番一〇八
- 四 道路の延長及び幅員
延長 一二八・三五メートル 幅員 四・〇〇〇七・一八メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一九年六月七日 福島県指令南建第八九五号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
矢吹町長 野崎 吉郎 西白河郡矢吹町一本木一〇一番地
- 三 道路の位置
西白河郡矢吹町一本木一〇二番二及び一〇二番一四
- 四 道路の延長及び幅員
延長 三四・九〇メートル 幅員 四・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一九年六月八日 福島県指令北建第一八八七六六―三三三
- 二 道路築造者の氏名及び住所
株式会社ウエルズホーム 代表取締役 菊地 祐司 郡山市富久山町八山田字追越

- 二八番地四
- 三 道路の位置
本宮市本宮字花町二九番一
- 四 道路の延長及び幅員
延長 四三・三〇メートル 幅員 四・〇〇〃四・一〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一九年六月一九日 福島県指令北建第一八五〇二一四号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
株式会社佐藤組 代表取締役 佐藤 昭次 二本松市表一丁目五五二番地七
- 三 道路の位置
二本松市湯川町二三一番一〇、二三二番四及び二三三番五
- 四 道路の延長及び幅員
延長 五五・〇五メートル 幅員 六・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一九年六月二八日 福島県指令北建第一八八七六五―四号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
佐藤 昭市 本宮市本宮字万世二二六番地一
- 三 道路の位置
本宮市本宮字万世二一八番四
- 四 道路の延長及び幅員
延長 三四・九五メートル 幅員 四・〇三メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一九年七月一九日 福島県指令喜建第二三五四号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
金子工業株式会社 代表取締役 金子 達士 耶麻郡猪苗代町字五百菊一三二番地
- 三 道路の位置
耶麻郡猪苗代町大字長田字野付一番四、一番四先、一番七、二番一及び三番三
- 四 道路の延長及び幅員
延長 一〇七・九三メートル 幅員 五・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一九年七月三二日 福島県指令中建第二四九八号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
遠藤 勝利 田村市船引町船引字南町通二三番地 鈴木 直綱 田村市船引町船引字安久津八七番地

- 三 道路の位置
田村市船引町船引字石崎七四番一三、七四番一四及び七四番二一
- 四 道路の延長及び幅員
延長 五五・二〇メートル 幅員 六・〇〇〃八・四四メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一九年八月一日 福島県指令喜建第二九七六号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
株式会社アセラ 代表取締役 東條 一雄 耶麻郡猪苗代町字出雲壇三五番地一
- 三 道路の位置
耶麻郡猪苗代町字横マクリ九番三、九番九及び九番一
- 四 道路の延長及び幅員
延長 六二・三六メートル 幅員 五・〇〇〃六・二〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一九年八月二九日 福島県指令南建第一六三四号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
下野産業株式会社 代表取締役 高久 道明 栃木県那須郡那須町大字高久甲四五八九番地二五
- 三 道路の位置
西白河郡西郷村大字小田倉字勝負沢二番三九、二二番四一及び二二番四二並びに字大清水三番四五四及び三番四五五
- 四 道路の延長及び幅員
延長 八五〇・八〇メートル 幅員 四・二五〃六・九五メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一九年九月一日 福島県指令北建第一九五一九〇―四号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
本田 直 伊達市保原町字三丁目二一番地一
- 三 道路の位置
伊達市保原町字中村町二九番一〇及び二九番一一
- 四 道路の延長及び幅員
延長 二二・一三メートル 幅員 四・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一九年九月二七日 福島県指令北建第一八九六〇二一四号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
佐賀美 信行 福島市御山字荒田六番地一三
- 三 道路の位置

一 伊達市梁川町字赤五輪六三番三、六三番三先、六四番四、六四番七、六四番九、六六番二、六六番二先、六七番三及び六七番三先
 四 道路の延長及び幅員
 延長 八九・二五メートル 幅員 四・〇〇〇メートル

一 指定年月日及び番号
 平成一九年一〇月九日 福島県指令中建第五三五一号
 二 道路築造者の氏名及び住所
 二瓶 兼明 石川郡石川町大字中野字八斗蒔七七番地の二

三 道路の位置
 石川郡石川町大字中野字鍛冶内二一八番四及び二二〇番四
 四 道路の延長及び幅員
 延長 四三・五五メートル 幅員 六・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号
 平成一九年一〇月九日 福島県指令中建第四〇五六号
 二 道路築造者の氏名及び住所
 薄井 賢一 須賀川市下宿町二五七番地
 三 道路の位置
 岩瀬郡鏡石町本町一五七番二、一五七番三、一五七番四、一五七番五及び一五八番

二 道路の延長及び幅員
 延長 三五・七九メートル 幅員 四・〇〇〇メートル

一 指定年月日及び番号
 平成一九年一〇月一日 福島県指令北建第一九五七〇七―三号
 二 道路築造者の氏名及び住所
 株式会社大樹不動産販売 代表取締役 桑原 三夫 二本松市本町一丁目七一番地
 三 道路の位置
 二本松市郭内二丁目二七〇番一五
 四 道路の延長及び幅員
 延長 六五・四二メートル 幅員 四・〇〇〇メートル
 (建築領域建築指導グループ)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第一項に規定する選挙権を有

する者の総数の三分の一の数は、平成十九年十二月五日現在において、次のとおりである。
 平成二十年一月四日
 福島県選挙管理委員会
 委員長 新妻 威男

選挙権を有する者の総数の三分の一の数 八五四

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十九年十二月二十五日付け定例第九百三十九号中

一	上	目次中	福島県教育庁等に勤務する職員 の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	福島県教育長等に勤務する職員 の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令
---	---	-----	--	--

○平成十九年十二月二十五日付け号外第八十三号中

一	下	一	福島県議会告示第二号	福島県議会告示第一号
---	---	---	------------	------------